

障第682号
令和5年8月10日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の事業所・施設を除く。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和5年度指定障害福祉サービス事業者等分野別集団指導（令和6年4月に義務化される事項について）の開催について

障がい保健福祉施策の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記分野別集団指導につきまして、下記のとおり開催させていただきますので、各事業所・施設から必ず1名以上ご参加願います。なお、今回の分野別集団指導につきましても昨年と同様、動画視聴の形式で開催しますので、下記のとおり掲載資料の確認、動画視聴を行っていただき、その結果を報告いただきますようお願いいたします。

記

1 日時

令和5年8月18日（金）～ 令和5年9月1日（金）

※この期間に動画視聴及び視聴確認報告を行ってください。

2 資料・動画の掲載について

別紙のとおり、資料の確認、動画視聴、視聴確認報告を行ってください。

※集団指導はオンライン申請による視聴確認結果報告をもって受講したこととみなします。忘れずにご報告ください。視聴確認報告がされない場合、集団指導未受講事業所として、実地指導を行う場合があります。

所属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	若原	担当	島田・原
電話	058-272-1111 内 3491		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		